

三重県一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。）に係る入札のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札の実施について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 対象とする建設工事は、原則として、全ての建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

2 前項のうち、予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」により規定される金額（特定役務のうち建設工事の調達契約においては1,500万SDR。）以上の対象工事（以下、「WTO 対象工事」という。）については「一般競争入札」、当該金額未満の対象工事については、「条件付き一般競争入札」とする。

(入札の公告)

第3条 対象工事の入札を実施しようとするときは、三重県会計規則（平成18年規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札を行う建設工事の概要
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 予定価格
- (7) 電子入札を行おうとするときはその旨
- (8) 議会の議決を要する場合はその旨
- (9) 入札の無効に関する事項
- (10) その他必要な事項

2 入札の公告は、別添1の入札公告例に準じて作成のうえ、規則運用方針第62条関係3に基づき行うものとする。

3 WTO 対象工事における入札の公告については、前項に定める手続のほか、三重県公報に登載する。

また、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載する。

- (1) 工事名
- (2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限
- (3) 入札執行の日時
- (4) 第12条に定める入札説明書等を入手するための照会窓口
- (5) 公告に係る事務を担当する所属の名称

（競争参加資格要件）

第4条 対象工事の競争参加資格要件は、次の各号とし、申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次の各号の全ての競争参加資格要件を満たす者でなければならない。ただし、第9号については落札決定までに満たしていれば足りるものとする。

なお、別に定める三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体若しくは経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加する場合においては、共同企業体の構成員全員が次の各号の全ての競争参加資格要件を満たす者でなければならない。

また、WTO 対象工事及び特殊工事等において発注機関の長があらかじめ必要と定めた工事に係る第1号、第2号及び第4号については、開札の時までに満たしていれば足りるものとする。

- (1) 対象工事の種類に対応した建設業法別表第一下欄の建設業について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設工事に係る入札参加資格者名簿に対象工事の種類に対応した業種で登録されている者であること。
- (5) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による、資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (8) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 資本面においては受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有又はその出資の総額の 50%を超える出資をしていないこと。
- イ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く）。
- 2 発注機関の長は、前項に規定するもののほか、対象工事ごとに次に掲げる競争参加資格要件を定めることができるものとする。
- (1) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- なお、対象工事と同種の工事の施工実績とは、原則として、当該年度又は過去 15か年度に単独で、又は共同企業体の構成員（出資比率が 20 %以上の場合のものに限る。）としての対象工事と同種の工事の施工実績（以下「同種工事の施工実績」という。）とする（共同企業体が参加する場合においては、共同企業体の構成員に同種工事の施工実績があること。）。
- (2) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の資格や同種工事の施工実績等があること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、対象工事に必要な競争参加資格要件。

（競争参加資格事前条件確認の申請）

- 第 5 条 対象工事の入札に参加しようとする者は、第 3 条に基づく入札の公告に定めるところにより、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- 2 前項に規定する競争参加資格の確認を受けようとする者は、申請書を、発注機関に提出するものとする。
- ただし、入札の公告の定めるところにより、総合評価方式の技術提案書など、別途提出書類が指定された場合は、当該書類を添付するものとする。
- また、特定建設工事共同企業体が参加する場合においては、別に定める三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請を公告に定める期日までに行わなければならない。
- 3 前項の申請にあたっては、電子入札システムにより申請を行うものとし、

発注機関が定める申請に際して必要となる提出書類は電子媒体で添付ファイルにより提出することとする。

ただし、発注機関が入札の公告において別途定めた場合はこの限りではない。

なお、発注機関があらかじめ定めた電子入札以外の方法による場合は、発注機関が指定する方法で提出するものとする。

また、WTO 対象工事については、申請書及び確認資料の持参による提出も認めるものとする。

(競争参加資格事前条件の審査)

第6条 発注機関の長は、前条第2項の申請書が提出されたときは、競争参加資格事前条件の審査として、申請者の許可業種・経審点数・格付け・地域要件・第4条第1項第10号の加入状況等の基本項目（以下「基本項目」という）を確認し、原則として申請書提出期限の翌日から起算して5日以内（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、総合評価方式を適用する場合は10日以内（休日を除く。）に、申請者に対し競争参加資格事前条件確認通知書により通知するものとする。

なお、WTO 対象工事については、原則として申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、総合評価方式を適用する場合は20日以内（休日を除く。）に、申請者に対し競争参加資格事前条件確認通知書により通知するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の規定により競争参加資格がないと認めた者に対しては、競争参加資格事前条件確認通知書にその理由を記載するものとする。
- 3 第1項による通知を行う際には、工事内容や審査の内容に応じ、必要なときは競争入札審査会に諮り、通知することとする。

(入札の執行)

第7条 前条の競争参加資格事前条件確認通知書を受け取り、競争参加資格が確認された者は、通知書に記載される入札期日までに、公告において入札時に提出を指定された工事費内訳書及び確認資料を添付し、入札を行うことができる。

なお、持参又は郵送による入札の場合にあっては、入札執行職員は入札の執行に当たり、前条に規定する通知書の提示を求めるものとする。

- 2 入札の執行回数は、1回とする。
- 3 第1項における工事費内訳書及び確認資料については、開札後、次条に

より審査を行うものとする。

4 入札は、原則として電子入札システムにより行うものとする。

ただし、WTO 対象工事又は発注機関が別途入札の公告において定めた場合については、持参又は郵送による入札も受け付けるものとする。

5 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において行うものとし、入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができるものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(競争参加資格の審査)

第8条 開札後の競争参加資格確認（以下「参加資格事後審査」という。）については、落札候補者についてのみ行うものとし、落札候補者の工事費内訳書の審査後、競争入札審査会に諮り、競争参加資格があると認められた場合は、落札決定を行う。

なお、落札候補者に競争参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として競争参加資格の確認を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより、落札候補者を決定するものとし、くじ引きの結果、落札候補者となった者を競争入札審査会に諮り、競争参加資格がないと認められる場合は、同様に競争参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとする。そのうえで競争参加資格がないと認められたものの応札の無効と落札者の決定を行うものとする。

2 発注機関の長は、落札者に対して落札確認書により通知するとともに、競争参加資格がないと認めた者に対しては、競争参加無資格確認通知書によりその理由を通知するものとする。

(競争参加者の資格確認)

第9条 参加資格事後審査は、落札候補者が第4条の規定により付された全ての競争参加資格要件を満たしているかの確認を行うものとする。

2 WTO 対象工事において、第4条第2項に規定する同種工事の施工実績及び主任技術者等に対する同種工事の施工実績を競争参加資格要件とした場合、その確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国若しくは地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

3 競争入札審査会は、参加者から提出された確認資料の審査にあたり、必

要と認めるときは、落札候補者に対し追加資料の提出又は再提出を求め、その内容の確認を行うことができるものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

- 第 10 条 第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、発注機関の長に対し、第 6 条第 1 項に規定する競争参加資格事前条件確認通知日又は第 8 条第 2 項に規定する競争参加無資格確認通知日の翌日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に書面を持参することにより説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項に規定する理由を求められたときは、競争入札審査会に諮ったうえ、競争参加資格がないと認めた理由について、前項の規定により説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。
なお、当該手続きは入札執行事務を妨げないものとする。

(競争参加資格の取消し等)

- 第 11 条 第 6 条の規定により競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに第 4 条に規定する競争参加資格要件を満たさなくなったりときは、発注機関の長は競争入札審査会に諮るなどにより、競争参加資格を取り消すものとする。
なお、取り消す場合は、競争参加資格取消し通知書により通知するものとし、この通知に対する理由の説明を求める者がある場合には第 10 条の規定を適用するものとする。
- 2 競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者から、参加資格喪失届等の提出があったときは、前項の規定は適用しないものとする。

(入札説明書等の配付)

- 第 12 条 発注機関の長は、公告の写し、図面、仕様書、入札心得及びその他必要に応じ入札説明書等（以下「入札説明書等」という。）を作成し、希望する者に配付するものとする。
- 2 入札説明書等は原則として入札情報サービスに掲載するものとするが、別途、閲覧及び配付する場合は、その期間及び場所並びに配付方法を公告するものとする。
なお、配付は、公告後速やかに開始するものとし、開札日の前日（休日を除く。）まで配付する。
- 3 入札説明書等の配付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、そのことを公告するものとする。

4 入札説明書等の配付については、発注機関の長が定めるところにより委託できるものとする。

(質問書の提出及び回答書の閲覧等)

第 13 条 入札説明書等について質問があるときは、公告を開始した日の翌日から入札締切日前日の 5 日前（休日を除く。）まで、質問書の提出により、発注機関の長に対し質問をすることができるものとする。

2 前項の規定により質問書の提出があったときは、発注機関の長は、質問書の提出期限日の遅くとも 2 日後（休日を除く。）から入札締切日の前日（休日を除く。）まで、質問書に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第 14 条 入札保証金及び契約保証金は次に掲げるとおりとし、公告するものとする。

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付

ただし、規則第 75 条第 2 項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができるものとする。

また、下記のいずれかに該当した場合に契約保証金の納付を免除するものとする。

ア 規則第 75 条第 4 項第 1 号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

イ 三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「執行規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

ウ 契約金額が 500 万円以下で執行規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できたとき。

(入札の無効及び失格)

第 15 条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札心得、工事費等内訳書の取り扱いについて及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

2 対象工事の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は

失格とする。

(入札の延期等)

第 16 条 対象工事の入札の執行について天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止する。

- 2 入札参加者が 1 者だけの場合は、入札を中止することがある。
- 3 前 2 項の場合における費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第 17 条 第 6 条の規定により競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、原則として入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書受付開始日時までは、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札参加を辞退することができるものとする。

(入札情報の公表)

第 18 条 対象工事の入札情報について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札状況として、開札後速やかに、参加者名、各参加者の入札金額を、入札情報サービスへの掲載又は閲覧により公表することとする。
- (2) 入札結果については、入札結果調書を入札情報サービスへの掲載又は閲覧により公表することとする。
- (3) 入札情報として、申請書を提出した業者名、および競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由について、閲覧により公表することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札が不調に終わった場合等においては、公表することにより入札事務の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあるものについては、公表しないものとする。
- 3 WTO 対象工事においては、落札決定日の翌日から起算して 72 日以内（休日を含む。）に三重県公報に登載しなければならない。
- 4 公表の期間は、当該契約締結年度及び翌年度とする。

(競争入札審査会)

第 19 条 一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、対象工事を所管する部等に競争入札審査会を置く。

- (1) 入札形態（単体企業による入札、特定建設工事共同企業体による入札）に関する事項

- (2) 競争参加資格要件の設定に関する事項
- (3) 落札候補者の競争参加資格確認及び落札決定に関する事項
- (4) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由説明
- (5) その他部等の長が一般競争入札実施に必要と認めた事項

(苦情申し立て)

第 20 条 参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、発注機関の長に対して苦情申立を行うことができる。

なお、WTO 対象工事における政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立は、三重県政府調達苦情検討委員会に行うものとする。

2 発注機関の長は、苦情申立を競争入札審査会に諮らなければならない。

(虚偽記載に関する取扱い)

第 21 条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合には、虚偽記載をした者に対し、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により、資格（指名）停止を行う。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、発注機関の長が競争入札審査会に諮って定める。

2 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告において明らかにする。

- 附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 19 年 9 月 15 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。